

## □不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	子ども未来部 子ども政策課	
不利益処分名	家庭的保育事業等に対する事業の制限又は停止命令	
根 拠 法 令	児童福祉法	
根 拠 条 項	第34条の17第4項	
連 絡 先	(電話621-5240)	
処 分 基 準	基 準	<p>第34条の17第4項 市町村長は、家庭的保育事業等が、前条第1項の基準に適合せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、その事業を行う者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。</p>
	参 考 事 項	
	設定等年月日	令和3年4月1日設定(令和 年 月 日最終変更)